

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例(平成28年12月22日京都市条例第22号)

(行財政局人事部人事課)

子ども及び若者の健全な育成に関する施策を一元化し、子育ての支援を総合的かつ積極的に推進するため、子ども若者はぐくみ局を設置することとしました。

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月22日

京都市長 門川大作

京都市条例第22号

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例

京都市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

第1条中「保健福祉局」を「保健福祉局
子ども若者はぐくみ局」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(子ども若者はぐくみ局の所掌事務)

第8条 子ども若者はぐくみ局が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども及び若者の健全な育成に関すること。
- (2) 子育ての支援に関すること。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)